

〔茶窓閒話上〕小堀遠州侯伏見におはせし比、筑前守黒田某歸國の次手立寄候はん間、御茶給り候へと、道中より申越れければ、其用意ありけるに、何がし俄にいたはりありて、大津驛にて養生せらるゝをもて、當日の茶會ことわりの使者を立られければ、遠州にもほいなく思はれしをりふし、上林竹庵京の數奇者兩人を携へ見舞に上りければ、幸今日は催せし事侍りぬ、路次へまはり候へ、茶をふるまはんとありければ、三人甚だよろこび、有がたき段申けり、比は六月はじめつかた、夕立の雨さわがしく、中立なりかぬるほどなりしが、晴ての跡はいと涼しかりけり、かくて案内に、またがひて入しに、花なき床の壁に、さと水打そ、ぎしあとはかりなりければ、各いかにと思ふ所へ候出給ひて、けふの夕立、路次の樹々のぬれそぼちて、いさぎよきを見られし目にては、いかなる花にても賞翫あるまじとて、生ざるなりと仰られしに、三人あと感じて、人々にもかたりきこえければ、京中の生茶人、雨さへ降ば床をぬらして、花いけざりけるよし、遠州侯傳へ聞給ひて、大に笑はれけり、

茶人之弊

〔和漢茶誌一〕茶道

世人以動作之容貌謂茶道者、其實非也、自古及今、有連用茶道二字者、有以茶之道言者、所連用者、即以茶由道之意、字義重、插之字者、泛言茶之義、今呼茶職、以稱茶道者、行茶之法有司也、其意亦通、苟知動作之爲茶道、而不知由道說義、則言語躁妄、舉動輕浮、日日貪邪利、夜夜謀姦詐、或竊弄筆以寫和漢舊墨、或勞力以制木竹新器、亂眞鬻贗、只要售於人、其計不行、則後騙詐典賣、以欺他人、掠其利、其心無時而已、不得所貪、則自病、怨人、寢計寤較、欲自己不能已、駸駸陷乎不義之地、謂之茶人、而可也乎、是皆不知茶道之罪也、不容不辨、

〔獨語〕近き世に、人のもてあそぶ茶の道こそ、いと心得ぬことなれ、略中人に茶を飲まするには、先づかこひとて、一間なる狭き所に集りて、食ひ物も人によそはすることなく、手らもりくひ、酒も